

特定地域計画における中国運輸局に対する要請への考え方

平成29年7月26日
中国運輸局

広島交通圏タクシー特定地域協議会（以下、「協議会」という。）から申請のあった、広島交通圏タクシー特定地域計画（以下、「特定地域計画」という。）については、本日認可したところではあるが、同特定地域計画、Ⅱ．特定地域計画の目標、2．供給輸送力の削減において、「中国運輸局においては、特定地域において協議会に参加しない事業者、減車等に協力しない事業者に対しては、タクシー事業の適正化・活性化を推進する観点から、その経営状況を十分に確認するため調査・監査を実施し、その結果法令違反が判明したときは、改善指導を行うとともに必要に応じて監査等の適切な処置を速やかに講ずることを、協議会として要請する。」との記述があることに對し、次のとおり当局の考えを示すものとする。

協議会において作成された特定地域計画に合意した事業者以外の事業者に対する措置としては、上記の要請に基づく措置ではなく、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（以下、「法」という。）第8条の10及び法第8条の11に基づく勧告及び命令による措置となる。

また、特定地域計画に合意した事業者に対しては、法第8条の9による措置となる。

協議会に参加しない事業者、減車等に協力しない事業者であることをもって、調査・監査を実施することとはならないが、引き続き、タクシー事業の適正化・活性化を推進する観点から、地域のタクシー事業者に対する検査、処分その他の監督上必要な措置を的確に実施していくこととする。

以上